告示 第88号

地方税法第20条の2及び串本町税条例第18条の規定に基づき、次の者に対する書類 を居所不明等により公示送達する。

公 示	送	達	書						
 下記送達書類は、串本町役場税務課に係	R管してる	あります	ナから	5受命					28日
				町長					正
氏 名		送	達	の	根	拠	法	令	
別紙のとおり	地方	税法第	3 6	4条					

(注意)

地方税法第20条の2の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに 書類の送達があったものとみなされます。